

奄美大島 5 市町村広域による地域公共交通計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル
評価基準書

1 評価基準書の位置付け

本評価基準書は、奄美大島 5 市町村広域による地域公共交通計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領「8 選定方法」に記載する奄美大島 5 市町村広域による地域公共交通計画策定支援業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）における審査方法のほか、審査にあたっての評価項目、配点等を定める。

2 審査方法

(1) 選定委員会は、提出された企画提案書やプレゼンテーション等を踏まえ、総合的に評価を行うものとする。

ア 委員ごとに、各提案者の評点を集計し、総合計が大きい提案者順に 1 位から順位を付し、1 位 20 点、2 位 16 点、3 位 12 点、以下同様に順位点をつける。

イ 各委員の順位点を提案者ごとに集計し、最も点数が大きい者を最上位者として選定する。順位点が同点となる者がある場合は、1 位の順位を多く得た者を最上位者とする。1 位の順位を得た数が同じである場合は、2 位の順位を多く得た者を最上位者とする。順位点が同点であり、かつ、より上位の順位獲得数も同数の場合は、総得点の合計が高い者を上位者とする。

ウ 上記により難い状況が生じた場合は、委員の合議による。

エ 参加者が 1 者の場合、各選定委員の合計点の平均が 60 点未満の事業者は失格とする。

オ 選定委員会での選定は非公開とし、審査結果に対する異議申立てには一切応じない。

(2) プレゼンテーション審査は、1 参加者あたり、プレゼンテーションを 20 分程度、質疑応答を 20 分程度の合計 40 分以内とする。なお、プレゼンテーションは、「3 評価基準：企画提案書に基づく評価」に記載されている評価項目順に進行すること。

〈企画提案書の評価基準〉

評価	配点 15	配点 10
想定より非常に優れているもの	13～15	9～10
想定より優れているもの	10～12	7～8
普通であり、想定される範囲のもの	6～9	4～6
やや劣っているが許容できるもの	2～5	2～3
劣っているもの	1	1

3 評価基準：企画提案書に基づく評価（満点：100点）

番号	評価項目	評価基準	配点
1	業務実績・知見	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの業務実績は十分あるか。 ・業務遂行に対する知見を有しているか。 	15
2	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制，管理責任者が明確になっており，適切な人員配置となっているか。 ・業務のスケジュールは妥当な提案か。 	15
3	提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容は仕様書と整合性が図られているか。 ・業務に対する理解は十分となっているか。 	15
4		<ul style="list-style-type: none"> ・奄美大島5市町村の地域特性を十分考慮した提案内容となっているか。 	15
5		<ul style="list-style-type: none"> ・住民意向調査・潜在的ニーズの把握方法は効果的なものとなっているか。 ・調査を計画に反映する調査内容となっているか。 	15
6		<ul style="list-style-type: none"> ・実現可能な提案内容となっているか。 ・路線の再編やデマンド交通，自家用有償旅客運送の導入検討等，目標を達成するための効果的な手法についての提案がなっているか。 	15
7	見積金額	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案に対して適正な見積金額が提示されているか。 	10